

国立大学法人福島大学経営協議会の学外委員の選考方針について

令和 3年11月2日 学長裁定

経営協議会が様々なステークホルダーからの意見を聞き、その知見を法人経営に反映させるという役割を踏まえ、本学は、「国立大学法人福島大学経営協議会学外委員に関する規程」第4条に定める学外委員を以下の観点から選考する。

1. 多様性、一体性を重視し、多角的視点を持ち、地方における国立大学の業務の成果の最大化の実現に資する者
2. 地方自治体、経済界、教育界、有識者等、それぞれの分野から意見を述べることができる者
3. 幅広い知識、経験、実績かつ十分な社会的信用を有し、本学のミッション等を深く理解した上で、戦略的視点や新たな視点から意見を述べるることができる者